

広島県告示第四百九十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十六年六月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
堀越地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を昭和五十年十月二十八日広島県告示第九百十五号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱四号と五号を結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱三号及び四号は「告示」で指定した土地に存する標柱二号及び一号と同一とする。

郡市・区	町	地番				標柱番号
広島市南区	堀越三丁目	九九番	九八番	九七番	一六五九番	一六五八番四
		標柱一号	標柱二号	標柱三号	標柱四号	標柱五号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

東畑口B地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを平成二十五年十一月二十八日広島県告示第八百七十七号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って順次結んだ線、標柱三号から六号までを順次結んだ線、標柱六号と七号を「告示」で指定した土地に沿って結んだ線及び標柱一号と七号を「告示」で指定した土地に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号、二号、三号及び七号は「告示」で指定した土地に存する標柱六号、五号、四号及び七号と同一とする。

					廿日市市	郡市・区
					四季が丘	町
宮内						大字
高砂						字
四七四番三	四七一番二	四七〇番八	四七一番五	四七一番三 地先里道敷	地番	
標柱六号	標柱四号及び五号	標柱二号	標柱二号	標柱一号及び七号	標柱番号	